

令和7年度

第2回 大垣市水道事業等審議会議事録

(令和7年8月8日)

令和7年度第2回大垣市水道事業等審議会を、令和7年8月8日（金）市役所4階情報会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
 - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江 幸雄	松原 勝己	島田 貴士	川地 潤二
三輪 正直	名和 善昭	豊田 和代	長澤 愛樹
松口 小夜子	一柳 善郎	佐合 幸美	

欠席委員

豊田 充子

本日の大垣市水道事業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	松浦 徹
企画経営課長	戸田 祐治
水道課長	北村 泰之
下水道課長	北村 好章
浄化センター所長	長谷川 武
企画経営課主幹	森 憲司
企画経営課主幹	三輪 佳孝
企画経営課主幹	田中 融一
水道課主幹	伊藤 直之
下水道課主幹	富山 知一
下水道課主幹	高瀬 雅広
企画経営課	服部 賢太郎
企画経営課	大橋 利紀
企画経営課	山下 修平

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

令和7年度 第2回 水道事業等審議会議事録

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第2回大垣市水道事業等審議会を開催させていただきます。

はじめに、事務局を代表いたしまして、松浦水道部長より挨拶を申し上げます。

事務局 改めまして皆様、水道部長の松浦でございます。

暑い日が続く中、令和7年度第2回大垣市水道事業等審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回予定しておりました第2回審議会につきましては、天候の都合により、急遽の延期をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

当日ですが、大垣市内は被害がありませんでしたが、海津市、岐阜市、羽島市で浸水被害がありました。また9月に入ると台風シーズンとなりますので、ニュースやネット等で情報収集を行い、災害に備えるということも大切かと思っておりますので、皆様どうぞお気をつけてお過ごしください。

さて、本日の審議会では、はじめに7月4日に開催した第1回審議会の資料の補足説明をさせていただきます。次に、前回の審議会後にご質問をいくつかいただいておりますので、その回答をさせていただき、その後、これまでの説明に対するご意見やご質問をお伺いしたいと存じます。

それでは、委員の皆様、慎重な審議をどうぞよろしく願いいたします。

事務局 それでは、開会にあたりまして、谷江会長よりご挨拶いただきます。

会長 皆様、こんにちは。

本日は、大変暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、第2回目の審議会ということですが、前回は、資料に基づく事務局からの説明が中心でございましたので、今回は委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りながら質疑応答を行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は谷江会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長

なお、本審議会が市長さんから諮問を受けましたのは、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持のため、計画期間中2回目となる令和8年4月の使用料改定について妥当かどうか審議することです。

以上が、前回までの流れとなります。

それでは、本日の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

企画経営課長の戸田でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに前回審議会の補足説明として、本市の水道料金、下水道使用料を他市と比較した結果を説明させていただきます。

水道料金や下水道料金は、各自治体により差がありますが、人口規模、地理的条件、整備してからの年数等が異なる等、様々な理由がありますので、単純に比較することは困難でございます。しかしながら、第1回審議会でご説明した内容を判断いただく際の参考にしていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではお手元に配布させていただきました資料、もしくは前方のモニターをご覧ください。

説明は、上水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の順に行います。

また、各事業の料金等は、1か月に20㎡を使用した場合の額であり、県内都市と比較したページ、類似都市と比較したページに分けて説明させていただきます。なお、いずれも令和7年5月時点での調査結果でございます。

資料1ページをご覧ください。こちらは上水道事業について、県内都市の水道料金を比較したものです。右上に凡例を記載していますが、赤色の線は県内市の平均値で3,451円でございます。これに対して本市は2,970円と安価になっております。

本市は地下水を利用していますが、他市では比較的、河川の水を利用しているケースが多いので、浄水にかかる費用が高くなる傾向にあり、これが水道料金へ影響していると考えられます。

資料2ページをご覧ください。類似都市の水道料金を比較したものです。類似都市については、グラフの一番下に記載しましたとおり、給水人口

10 万人以上 15 万人未満、水源区分が地下水、有収水量密度の全国平均値が 1ha あたり 1.18 千 m^3 以上の市でございます。

赤色の線は類似都市の平均で 2,533 円でございます。これに対して本市は 2,970 円と平均を上回っております。

資料 3 ページをご覧ください。こちらは簡易水道事業について、県内市町村の水道料金を比較したものです。

赤色の線は県内市の平均値で 3,168 円でございます。これに対して本市は 2,610 円と安価になっております。

資料 4 ページをご覧ください。類似都市の水道料金を比較したものです。類似都市については、グラフの一番下に記載しましたとおり、給水人口が 4,001 人以上 8,000 人以下、有収水量が 40 万 m^3 以上 80 万 m^3 未満の市でございます。

赤色の線は類似都市の平均で 3,207 円でございます。これに対して本市は安価となっております。

資料 5 ページをご覧ください。こちらは公共下水道事業について、県内都市の使用料を比較したものです。

赤色の線は県内市の平均値で 3,228 円でございます。これに対して本市は 2,560 円と最も安価となっております。

資料 6 ページをご覧ください。類似都市の使用料を比較したものです。類似都市については、グラフの一番下に記載しましたとおり、処理区域内人口 10 万人以上 20 万人以下、有収水量密度 ha あたり 3 千 m^3 以上 6 千 m^3 以下、有収率が 45%以上 85%未満、かつ供用開始後 55 年を経過した都市でございます。

赤色の線は類似都市の平均で 3,099 円でございます。これに対して本市は最も安価となっております。

資料 7 ページをご覧ください。こちらは特定環境保全公共下水道事業について、県内都市の使用料を比較したものです。

赤色の線は県内市の平均値で 3,546 円でございます。これに対して本市は 4,720 円と最も高い額となっております。

事務局

なお、グラフの一番下に記載しましたとおり、月あたり 20 m³を使用するということで比較していますが、本市と本巢市につきましては、人頭制のため、3人世帯が 20 m³使用しているとして記載しています。

人頭制は、世帯人員に基づいて下水道使用料を決定するものです。

資料 8 ページをご覧ください。類似都市の使用料を比較したものです。

類似都市については、グラフの一番下に記載しましたとおり、処理区域内人口 1,000 人以上 5,000 人未満、有収水量密度 ha あたり 2,500 m³以上 3,500 m³未満、供用開始後 20 年以上の都市でございます。

赤色の線は類似都市の平均で 3,373 円でございます。これに対して本市は最も高い額となっております。

資料 9 ページをご覧ください。こちらは農業集落排水事業について、県内都市の使用料を比較したものです。

赤色の線は県内市の平均値で 3,316 円でございます。これに対して本市は 4,720 円と最も高い額となっております。

資料 10 ページをご覧ください。類似都市の使用料を比較したものです。

類似都市については、グラフの一番下に記載しましたとおり、処理区域内人口 1,500 人以内、有収水量密度 ha あたり 1,000 m³以上 2,000 m³未満、供用開始後 20 年以上の都市でございます。

赤色の線は類似都市の平均で 3,497 円でございます。これに対して本市は 4,720 円と、こちらも最も高い額となっております。

資料 11 ページをご覧ください。こちらは小規模集合排水について、県内都市の使用料を比較したものです。

赤色の線は県内市の平均値で 3,668 円でございます。これに対して本市は 4,720 円と最も高い額となっております。

資料 12 ページをご覧ください。類似都市の使用料を比較したものです。

類似都市については、グラフの一番下に記載しましたとおり、処理区域内人口 20 人以上 60 人未満の都市でございます。

赤色の線は類似都市の平均で 3,474 円でございます。これに対して本市は最も高い額となっております。

事務局

以上が、本市の水道料金、下水道使用料を他市と比較した結果の説明でございます。

続きまして、第1回の審議会後に2件ご質問を頂きましたので、順に報告させていただきます。

1件目は「上石津の下水道事業の使用料については、3倍以上の改定が適切であると考えます。しかし、これに加え簡易水道料金も改定する案では、住民への急激な負担増が懸念されるため、現時点では3%を採用するのが妥当であると判断されたと理解しております。

ただし、改定率を3%とすることについての妥当性には明確な根拠が不足しており、ご説明をお願いできれば幸いです。また、受益者負担の原則に照らすと、大垣・墨俣地区との整合性に疑問が残る点に加え、問題を先送りにする形となるため、10か年計画のような長期的視点を持った見直しを含めた計画が必要であると考えます。

現実的な問題等総合的に勘案して原案に至ったのだと理解しておりますが、住民説明会を実施し、3倍以上の改定へ段階的に移行する必要性を明示的に説明する取り組みが予定されているかについてもお伺いしたい」と質問を頂きましたので、お答えさせていただきます。

はじめに改定率を3%とすることについての妥当性につきましては、第1回審議会の資料32ページをご覧ください。本市では、「経営戦略」という中長期的な経営の基本計画を策定しており、下から3行目にございますとおり、令和5年度に改定しております。

資料34ページをご覧ください。経営戦略は別冊でお配りしておりますが、それに記載した経営の基本方針を抜粋したものを取りまとめたものが、このページでございます。一番下の上石津下水道事業につきましては「従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることから、基準外繰入金削減のため、令和2年の使用料改定3%に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ3.0%、合計で6.1%の使用料改定を実施する」としております、これに基づくものでございます。

事務局

なお、3%とした経緯については、資料 46 ページの右下をご覧ください。先程説明させて頂きましたとおり、県内都市の中で使用料が最も高い状況ということもあり、令和元年度の審議会で「現計画終期（令和 11 年度）に基準外繰入金を解消することが求められるが、それだけの使用料改定は難しいため、公共下水道事業の使用料改定による影響額と同程度（改定率としては半分）の改定を行う」と、審議頂いております。

次に「3 倍程度の改定へ段階的に移行する必要性を明示的に説明する取り組みの予定」について、でございます。

一般会計からの基準外繰入金を解消するよう進めていかなければならない一方、上石津下水道は、県内都市の中で最も使用料が高い水準にあることから、直ちに大幅な使用料改定を行うことは困難であり、現在の基本方針は 3%の改定としております。

この基本方針は令和 11 年度までのものであり、令和 12 年度以降の基本方針については、改めて審議会を開催し、新たな収支の見通し等をご説明したうえで、ご審議頂くことを予定しております。

この審議にあたっては、上石津下水道における課題が他の自治体にも共通するものであることから、国の動向や他の自治体の取り組みについて、情報収集を行って参ります。また、上石津下水道事業は、令和 12 年度頃から企業債償還金の減少により、基準外繰入金がかなり減少する見込みですので、これらの状況も踏まえながら、検討して参ります。

1 件目の質問については以上でございます。

次に、2 件目は「前回の審議会では、物価高騰の影響により 3 年延期としたのですが、現時点で、経済状況が良くなっていると思えませんが、今回の改定が必要な理由を説明して欲しい」と質問を頂きましたのでお答えさせていただきます。

資料 37 ページをご覧ください。前回、令和 5 年度の審議会につきましては、当時、物価高騰の影響により厳しい状況にある市民、事業者の皆様の生活を支えるため、3 年延期する方針といたしました。

また、38 ページに答申の抜粋を記載しておりますが「受益者の負担で運営されるべき事業の性質から、一般会計からの赤字補てん脱却を目指した

経営が必要であるが、市として、昨今の物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に努めている現在の状況下にあっては、当該改定を最大限延期するという今回の判断は、十分に理解できやむをえないものと考える。」と答申をいただきました。

当時は、改定を延期しても経営戦略の基本方針の達成への影響が少ないと判断させていただきましたが、これ以上の延期は、達成が困難となる見込みです。

資料 51 ページをご覧ください。今回、令和 8 年に改定しない場合、約 3 億 3,700 万円の影響が出てしまいます。

ご質問にございましたとおり、現時点の経済状況が令和 5 年から好転したとはいええない状況ではございますが、前回同様に改定時期を延期することは困難でございます。

また仮に延期した場合、基準外繰入金が増加もさることながら、令和 11 年改定時における改定率、つまり値上げ幅が大きくなることとなりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上が、頂いた 2 件のご質問についての説明となります。

会長 質問に対し、事務局からの説明を受けましたが、よろしかったでしょうか。

<意義なし>

会長 ありがとうございます。

では、他の委員の皆様も、これまでの内容について、何かご意見、ご質問等ございましたら承りたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ、どのような内容でも結構でございます。

委員 私は、名古屋市水道局に 30 年勤めておりました。名古屋市全体では 37 年ですが、そのうちの 30 年間、様々な料金問題に携わり、料金改定を 10 回ほど実施しました。私は昭和 38 年、1963 年に名古屋市に就職しました。

それ以降、ご案内の通り、昭和 47 年の第 4 次中東戦争の勃発によるオイルショックを経験し、そのときには 2. 何倍という料金改定を行ったため

非常に大きな影響がありました。そういう経験から、前回様々なデータを見せていただき、私なりに久しぶりに水道問題に取り組もうと始めましたが、現在様々な話題があると思います。

例えば、ご存じの通り八潮市の下水管で、漏れが発生し大きな穴が開き、未だに回復していません。これは利用者、市民に本当に大きな負担をかけているのではないかと考えております。未だになぜなのだろうかという疑問を私自身は持っております。私は水道が専門で下水はあまり詳しくありませんが、少なくとも、行政としての対応に疑問を感じています。

それから水道では、京都市の交差点で水道管が破裂したことがありました。しかし、あれは翌日にもう回復しています。この差は何なのでしょう。あまりにもギャップが大きすぎると感じます。やはり起こってしまった以上それはやむを得ないとして、それをどうやって早く修復して直すか、元の状態に戻すか、これが重要ではないかと思えます。何でもそうですが、失敗というのは必ずあり得る話、あるいは事故というのはあり得る話で、技術に100%はないと思えます。

そうすると、修復方法が問題になりますが、莫大な費用がかかります。そのために、どこまで予見して整備されてきたのかが問題です。

この地域でも、東南海地震が30年以内に80～90%の確率で来ると言われています。私の経験では、古い管、老朽管は現実にたくさん残っています。大垣市は比較的新しいですが、名古屋市は大正3年に給水開始し、100年以上経過していますが、漏水による陥没は少ないです。

なぜかという、事前に早くから、財政状況が良い間に準備した方がコスト的に安くなります。起こってからのコストは莫大なコストになります。老朽管というものは法律上、国の定めているものでは、配水管で言いますと確か40年です。そうしますと、大垣市の水道は昭和34年の創設から50年以上経っています。しかし、年数が経っているから、一律に老朽管と言えるのかどうか。というのは、これは会計処理上の減価償却の問題であり、実際にはどこに埋設されているのか、例えば洪積層なのか沖積層なのか、あるいは盛土したところなのか、また交通量も変わっていきますと、これ

らによって耐用年数が変わってくるということがあります。しかも大型車が通るような道では、非常に振動が大きく壊れやすいです。このような条件が様々あるため、老朽管は区分する必要があるかと思います。全部一気に交換すると大変な金額になりますので、そのあたりは大垣市さんどうなのでしょう。老朽化についてどのようなお考えをお持ちなのでしょう。

事務局

はい。様々なご意見をいただきました。老朽管についての考えなどですが、当然昭和 30 年代から布設した管はありますが、既に更新は行っております。今ご意見がございました通り、法定耐用年数というものは確かにございます。例えば、話が逸れますが、軽自動車は法定耐用年数 4 年ですが、実際に 4 年で乗り換える方は少ないと思います。水道管も耐用年数が 40 年ですが実際にはもっと使えるということでございます。

実際の劣化状況、先程お話がございました地質や、その上の交通状況など様々な要因がありますので、それらを見極めながら計画的に更新は行っております。また、点検の方ももちろん行っております。

一点、八潮市の関係で少しお話させていただければと思います。今年、令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で、皆様ご存知かと思いますが、下水道管の破損と思われる道路陥没事故という、痛ましいことがございました。大垣市では、3 日後の 1 月 31 日から市独自で緊急に下水道管の点検を行い、異常がないことを確認しております。また、この緊急点検だけでなく日常的な点検といたしましては、法的に定められた点検がございますので、腐食の大きい箇所や、あるいは下水道管の中にカメラを入れて調査を行うといった対応を行っておりますので、説明させていただきました。

委員

はい、ありがとうございます。今の話ですが、事故が起こってから点検することは、私の経験も含めて、何か起こってから考えるということだと思いますが、医学の予防医学と同じように、施設も先取りする考え方が必要だと思います。常時あるいは定期的に点検をするのかどうかという問題は非常に重要な問題ではないかと思っております。水道、下水というのは地下にあり、表に出ていないものですから、先程車の例を挙げましたが、確かに車の法定耐用年数は乗用車だと 6 年ですが、6 年以上使っても動きます。しかし法律上は 6 年になっているということと同じで、物は全部状

況が違うと思います。車の場合はそれを防ぐために定期点検というのがあるように、水道や下水でも定期的な点検や検診が必要ではないかと思えます。これから特にその必要性があるのではないかと思っております。今回は国の命令で全部一斉に調べて「問題なし」ということですが、あの事故が起こらなかつたら皆さんこれをやっていたのではないかという気もします。それでお話させていただきました。

事務局

すみません、先ほどお話ししましたとおり、下水道は緊急で点検を行っております。本市だけでなく他の自治体におきましても、下水道の定期的な点検は従前から義務づけられておりますので、これは間違いなく実施しております。水道におきましても点検の方は確実にしております。

以上でございます。

委員

当面の問題ということで一つご提案しましたが、もう一つよろしいでしょうか。もう少し先の問題として今の延長線になりますが、よろしいでしょうか。

会長

ありがとうございます。できるだけ端的にお願いします。

委員

はい。点検をどうやってやるかということについてですが、今の世の中DXと言われるものがあります。水道のDXで考えたときに、デジタルトランスフォーメーションというものをお聞きになったことはあると思いますが、水道ではスマートメーターという考え方があります。電気では各ご家庭で全部スマートメーターになっているのではないかと思います。電気のメーターと同じように、スマートメーターができれば、深夜電力など料金が分かれて検知できます。

今までの水道メーターは、単に積算式で、毎日の使用量が増えていきその差額を見るだけです。これがスマートメーターなら時間的な変動を見られるようになります。これをうまく利用すれば、当然ながら検針は自動でできますし、検針員は不要になります。それだけではなく、深夜でも常時どこで水が漏れているのか、どのパイプで漏れているのかということも明らかになると思います。やはりこれは長期的なビジョンかもしれないし、先の話かもしれないがそこまでのことを考えるべき時代に来ているよ

うな気がいたしまして、私の意見として申し上げました。以上でございます。

事務局

はい。ご意見ありがとうございます。スマートメーターについて少し補足をさせていただければと思います。現在、水道料金でございますが、本市におきましては2ヶ月に1回、検針員が各ご家庭の玄関先にあります水道メーターを確認しまして、動いた数値を確認し、水道料金をご請求させていただいております。

電気につきましては、全国的にスマートメーターが導入され検針員が行かなくても、電波等の発信によりまして自動的にその使用量が把握できる仕組みがございます。水道業界におきましてもスマートメーターは少しずつ広がっておりますが、10年以上前からあるにも関わらずあまり広まっておりません。理由といたしましては、水道メーターに発信機を装着して通信をさせるわけですが、本体機器が従来品よりも5倍から10倍程度高価でございます。それから月々に発生する通信費用もございまして、国がホームページに出しております資料によりますと、もし導入いたしますと、皆様方の月当たりの水道料金を300円以上は値上げをさせていただかなければいけないという状況でございます。

しかしながら、DXとして少しではありますが普及しております。今後、普及が進むにつれまして、信頼性が上がっていくと思っておりますし、費用対効果の方も認められていくかと思っております。特に価格面の状況を見ながら、導入については情報収集を行っていきたいと思っております。

委員

少しだけすみません。そうしますと、コストの問題は、実はこれ細かく言いますと非常に難しくなりますから言いませんが、ほとんどが固定費です。費用は固定費ですから水道メーターのコストというのは、せいぜい月に直せば100円程度になります。100円とか200円とか、300円とおっしゃいましたが、そういうことだと思います。それはその通りだと思います。ただ考えておかなければいけないのは、これからのサービスのあり方です。もしスマートメーターができれば、自分の家でも、例えば水が足らなくなったとか様々な問題が出たときにも、ピークカットという表現がありますが、デマンドサイドマネジメントという考え方が活用できます。いわゆる

デマンド、需要者側から見た管理方式です。何かというと、一つの例として、お客様に節水をお願いするときには、お客様の使用パターンを調整、最適化することで、全体の効率を高めるものです。そういうものを使う方法もあるでしょう。

それと同時に、情報を自分で把握できるようになるサービスには非常に大きな意義があると思います。コストは確かに高くなることと思います。しかし、サービスはさらに良くなって、お客様すなわち市民の皆さんに、プラスになる、安心できるものになるのではないかと思います。以上でございます。

事務局 ご提言ありがとうございました。

会長 その他ございますか。

委員 はい。よろしいでしょうか。私、学識経験者という立場で呼んでいただいているところですが、正直専門外のため一市民目線での発言とさせていただきます。

今、世の中で人口減少が経済活動と合わせて問題となっておりますが、大垣市の人口ビジョンを見ると、30 数年で今の人口の3分の2に落ち込み、10万人を割るか割らないかくらいの人口まで減ってしまう中で、当然水道事業も変わってくると思います。国の方針が長期的に示されていないところかもしれませんが、今回の諮問が3か年から5か年で、それに対しては、このご回答いただけるような答申を出していけばいいと思いますが、長期的に考えた場合、人口が減っていくと、この繰り返しを5年ごとに行っていくのか、という観点で見ていくと今回の答申の仕方もまた変わってくるのではないのかと危惧しております。

先ほど申し上げた、国の超長期な方針は無いかもしれませんが、大垣市が人口10万人を割ってしまうような30年後の姿をイメージしているようなことがあればお聞かせください。

会長 人口減少の予測ですね。大垣市としてどのような予測をしているのかということも踏まえてのご質問かと思いますがいかがですか。

事務局

ご質問ありがとうございます。

一つとしまして国のほうで広域化していくことが今、検討されています。

全国的に色々な地形等もありますし、隣接している市町の規模にもよるかと思いますが、一般的には広域にすれば、ある程度スケールメリットを活かした運営ができるのではないかなというところかと思いますが、検討して参りたいと思います。

それから差し当たっては、ダウンサイジングと言いまして、例えば水道管を更新する際に、今まで口径が大きかったものを、少し管を細くするなど、水需要も変わってくるため、人口規模に応じて施設の見直し等を現在行っているところでございます。

以上でございます。

委員

ありがとうございました。

会長

他にはございますか。

委員

値上げすることによって、概ね料金の回収率は当然下がってくると思いますが、どれくらいの幅で下がってくると見通しを立てているかお聞きしたいです。

事務局

第1回の審議会資料の15ページをお願いいたします。

こちらは簡易水道事業のページでございまして、下から3行目に料金回収率というものがございます。説明につきましては、次のページの一番下にございますとおり、給水に要した費用に対して、料金で賄われている割合ということですが、令和5年度実績ですと61.20%でございます。

料金改定をさせていただきますと、基本的にこの数字が大きくなっていくこととなりますが、令和8年4月から改定した場合におきましても、実際には令和8年6月検針分からの改定となりますので、数字が上がってくるのは遅れてからになるかと予測しております。

金額面につきましては、51ページに影響額とありますが、これだけの収入が変わるところでございまして、パーセンテージにつきましては、置き換えてみないといけないため、申し訳ございませんが即答出来かねます。

委員

回収率が下がるということは、料金を上げても、それだけ収入が鈍化し

てくるということですよ。

事務局

料金を改定させたことによりまして、回収率が100%になれば、収支がどう改善していくかということだと思いますが、ご意見通りでございまして、改定を行いましても、人口減少や水需要の減少により、どうしても回収率の方が上がっていてもまた少し下がっていくという傾向が出てくるのは事実でございます。

令和2年度の時に料金改定をしています。料金回収率の方をご覧いただきますと、年によって若干違いますが、一度改定して上がりましても、その後改定がなければ人口減少等の理由によりまして、回収率の方が緩やかに下がっていくという傾向にはあるのかなと思っています。

委員

結局はもう少し抜本的な見直しが必要ではないかと思っているところですが、商工会議所として行政と一緒にイベントを行っていても、設備投資や固定費はこういった数字で割ってくるのですが、人件費が見ていないのですよね。水道部の皆様方の人件費はまた別枠であるのですよね。これから水道料金以上に人件費が上がっていくと、本当にこのコストで良いのか。今まではそれでも良いかもしれませんが、受益者負担の考え方を取り入れるのであれば、当然人件費も含めて見直していく必要がある。

固定費だけで運営できるのか、デジタル化が進んで全て機械任せで、人がいらなくなるのかというのは、これは皆無でございまして。それを動かす人、点検する人は必ず必要です。

老朽化は減価償却期間で当然分かりますが、今までもそのような本当に目に見えたものだけで料金が構成されているのですが、それ以上に人件費や原材料の高騰などを含めるなど、今こういった時期に抜本的に根底から原価計算の仕方を見直すべきだと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

別冊でお配りしました経営戦略に収支計画、財政計画を添付させていただいており、人件費、あるいは様々な経費の方を全て計上いたしまして、計画の方は策定をさせていただいております。

その中で人件費は当然高騰する部分もありますし、今後の事業を想定した上での料金設定、あるいは基準外繰入金金の削減解消を目指しているわけでございます。

なお、人件費につきましては、平成 22 年からですが、水道料金の請求業務等を民間業者に委託等を行っています。

それによりまして人件費部分の経費の節減だけではないのですが、専門業者により未納を無くせるようなノウハウを取り入れて事業運営を行っています。例えば今の職員を減らして委託することが良いというわけではないですし、技術の継承等といった課題もありますけども、今後も各市町の先進情報等を取り入れながら、色々な方法を研究していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

まだご意見いただいていない方、何かございますか。

では、私から 1 点だけ質問ですが、経費の縮減の取り組みですが、その点については市でどのような取り組み、経営努力が行われているのでしょうか。

事務局

はい。事務的な部分での取り組みといたしましては、平成 22 年度から水道料金等の業務委託を行っています。内容としましては窓口業務・検針・開閉栓・納入通知書の送付等の料金関係業務全般を民間企業へ委託しております。

現状、民間企業のノウハウがかなり活かされているため、収納率や市民サービスの向上、人件費の削減に繋がっています。

その他水道料金の支払方法についてですが、今現在口座振替の利用を促進する取り組みを行っています。

例えば、コンビニ窓口等でお支払いいただくほか、PayPay 等のスマートフォンアプリでの決済方法もございますが、口座振替になりますと支払い忘れの防止や利用者の方が支払いに行く手間も無くなります。

行政側の方についても納入通知書を郵送するというコストの削減ができるとともに、収納率の向上にも繋がりますのでこのような取り組みを進めています。

水道事業の関係ですと、老朽化した水道管の更新について重要度や老朽度による優先順位を付け、更新計画を立てた上で効率的に行っています。

また維持管理面につきましても漏水調査を定期的に行っており、漏水箇所早期発見、早期改修を行っています。

水源地あるいは浄水施設といった建物も定期的な点検を行っているとともに、劣化状況を踏まえて、更新基準を設定した上で計画的な更新を行

っています。

下水道事業の関係ですと、主に管渠や浄化センターの老朽施設等の改築と市街化調整区域で下水管の新設を行っています。老朽施設の改築などにつきましては、持続可能なものとしなければならないため、ストックマネジメント計画に基づき、施設の状態を監視しながら、必要に応じて更新を行っています。

また更新の際には、全部更新ではなく、例えば劣化した部品での更新を行い、長寿命化を図ることで施設のライフサイクルコストの縮減にも努めています。

市街化調整区域の下水道管の新設につきましては、現状、下水道管を希望する住民の方が比較的少ない傾向にございますので、事前に下水道を利用されるか意向調査を行った上で、効率的、効果的となるような整備を進めています。

そして、下水道事業において収入増加の取り組みを行っています。今、浄化センターでは消化ガス発電を行っています。こちらは平成 29 年度からですが、浄化センターで発生する汚泥を処理する過程で消化ガスが発生します。こちらを利用して燃料電池による発電を行っており、得られた電力を電力会社に売却して収入を得ています。

令和 6 年度の実績ですが、年間の売電量が約 212 万 kWh であり、収入は税込みで約 9,100 万円となっています。

このような経営努力を行っていますのでよろしくお願いいたします。

会長 分かりました。そのほか質問が無ければ、これで質疑応答を終了したいと思います。

熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。

では、今後の進め方ですが、事務局で何かお考えはございますか。

事務局 はい。今後の進め方でございますが、前回の審議会でご説明いたしましたように、本審議会は、計 3 回の開催を予定しております。従いまして、次回 3 回目の審議会で答申を頂きたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会長 事務局から、次回の審議会でご答申をお願いしたいという発言がありました。本日、委員の皆様からご意見を頂いたわけでございますが、それで

は、次回3回目の審議会にて、市長へ答申書を提出していきたいと考えております。

本日の皆様のご意見などを踏まえまして、答申書を作成したいと考えておりますが、ここで、私の方である程度のまとめをさせていただきたいと思っております。

まず、今回の審議会を振り返りまして、私の印象としては、皆様から特に否定的なご意見はなかったと考えております。

使用料等の改定につきましては、上・下水道事業は、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業であり、持続可能で安定した経営を行うには、受益者の負担で運営されるべきであることから、一般会計からの基準外繰入金の削減に向けた取り組みが必要であると考えます。

したがって、経営戦略の計画期間内に「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するために、今回提示された、簡易水道料金 8.0%、公共下水道使用料 6.0%、上石津下水道使用料 3.0%の改定は、市民生活などを考慮した段階的なものとしており、妥当なものであると考えます。

また、改定にあたりましては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じていただきたいと思います。

以上、まとめをさせていただきましたが、皆様ご同意いただけますでしょうか。

< 異議なし >

会長

ありがとうございます。

それでは、これから少し休憩を入れさせていただきまして、答申書の案を作成し、皆様にお諮りさせていただきます。

時間でございますが、15分ほどお時間をいただきたいと思いますので、再開を14時55分とさせていただきます。それでは、休憩といたします。

< 休憩、事務局と会長・副会長とで協議 >

< 答申書（案）配布 >

会長

それでは、再会いたします。

事務局より、答申書（案）の読み上げをお願いします。

事務局

それでは答申書（案）の読み上げをさせていただきます。

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、上水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要な事業であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された投資・財政計画による将来の見通しでも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、上石津地域の簡易水道事業は、令和2年4月に8.0%の料金改定を行ったが、建設費に対する元利償還金の増加に加え、人口減少に伴う料金収入の減少により、一般会計からの基準外繰入金が一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和8年4月に8.0%、令和11年4月に8.0%（合計で16.6%）の料金改定を実施することで、令和11年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、公共下水道事業は、令和2年4月に6.0%の使用料改定を行ったが、いまだ国の定める適正な使用料単価（150円/m³[税抜き]）には達しておらず、使用料収入により建設費に対する元利償還金が賄われていない状況である。

将来の見通しでは、このような事業環境を踏まえ、令和8年4月に6.0%、令和11年4月に6.0%（合計で12.4%）の使用料改定を実施することで、使用料単価が国の定める適正な使用料単価近くまで到達し、令和11年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、令和2年4月に3.0%の使用料改定を行ったが、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であることに加え、人口減少に伴う使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和8年4月に3.0%、令和11年4月に3.0%（合計で6.1%）の使用料改定を実施することで、令和11年度には基準外繰入金をある程度削減できる見込みとしている。

以上が、今回示された使用料等を改定する必要性の概要である。

本市の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業の各経営戦略では、当初、令和2年4月、令和5年4月、令和8年4月の計3回の使用料等改定を計画し、令和2年4月については実施されている。その後、令和5年に市は、物価高騰の影響により厳しい状況にある市民・事業者の皆様のご生活を支えるため、改定時期を3年ずつ延期し、2回目を令和8年4月に、3回目を令和11年4月に変更する方針とし、当審議会でも、十分に理解でき、やむを得ないものと判断した。

引き続き物価高騰が続く中ではあるが、これらの事業に対する一般会計からの基準外繰入金の削減に向けた取り組みは必要であり、経営戦略の計画期間内に「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するには、使用量等の改定が不可欠である。また、提示された簡易水道料金8.0%、公共下水道使用料6.0%、上石津下水道使用料3.0%の改定（いずれも平均改定率）は、市民生活などを考慮した段階的なものとしており、妥当であると判断する。

なお、使用料等の改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は、周知期間も考慮し令和8年4月1日とされたい。

また、令和11年度予定の改定にあたっては、今回同様、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮のうえ総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

今後とも、事務の合理化、経費の削減を推進し、健全な事業運営、市民サービスの向上に努め、以って、市民満足度の更なる向上に繋がることを、

審議会の総意として強く切望する。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局より読み上げていただきましたが、この答申書（案）でいきたいと思いますが、ご意見など何かございますでしょうか。

委員 物価の高騰を理由にして、と書いてありますが、先程の質問にあったように、例えばコロナという社会情勢で延期したといった風にした方が、これからも物価が高騰していくことが予想される中では、理由としてより説得力が増すと思いますがいかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今のご意見でございますけれども、前回の令和5年の審議会で3年見送ったときは、単なる物価高騰ではなく、コロナ禍の状況下の中での物価高騰でもあったということでございますね。参考にして考えさせていただきます。

会長 ありがとうございます。今の意見について、掲載すべきかどうか検討させていただきます。この内容を審議会の総意とし、答申書を作成いたします。

それでは、次回の日程につきまして、事務局からご説明願います。

事務局 はい、次回の審議会の日程でございますが、誠に勝手ながら、8月29日の金曜日、午前9時30分から、市役所3階の3-6会議室でお願いしたいと存じます。後ほど書面にてご案内もさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会長 では、皆さまご都合がおありのことと存じますが、次回は、8月29日の金曜日、午前9時30分から、3階の3-6会議室で開催したいと思います。

その際には、皆様に答申書をご確認いただいた後、市長へ提出したいと考えております。皆さまのご協力をお願いいたします。

本日は、これで閉会といたします。

事務局 谷江会長、委員の皆様、本日は、長時間にわたりご審議いただき、お疲

れ様でございました。

なお、本日、配布させていただきました答申書の案につきましては、次回の審議会において市長へご提出いただくことによって、広く公表されることとなりますが、それまでの間は、誠に恐れ入りますが、取り扱いにご注意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度、第2回の水道事業等審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(午後3時05分終了)